

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、避難生活により既往症の甲状腺機能低下症等が悪化し、摂食障害にも罹患している申立人1名について、避難先での医療措置を継続し、現在の療養環境を維持する必要があるとして、平成26年4月までの精神的損害及び避難先の家賃等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号及び平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、これらの事件を「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下、申立人ら3名を「申立人ら」という。）と、被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

ア 避難費用

(ア) 宿泊謝礼（申立人X1及び同X2について） 10万円
（平成23年3月16日～平成23年4月16日）

(イ) 敷金（平成23年4月9日支払分） 6万3160円

(ウ) 家賃 511万8100円
（平成23年5月1日～平成26年4月30日）

(エ) 避難交通費（申立人X1及び同X2について） 2万円
（平成23年3月11日～平成23年4月30日）

イ 家財等購入費用（申立人X1及び同X2について） 30万円
（平成23年3月11日～同23年5月31日）

ウ 一時立入費用（申立人X1及び同X2について）
（平成23年3月11日～同23年5月31日）

(ア) 一時立入交通費 7万8000円

(イ) 家財等移動費用 3万円

エ 診断書取得費用（申立人X3について） 7240円
（本件和解仲介手続に関して取得し、提出したものについて）

オ 精神的損害

(ア) 申立人X1について 2万円
（平成23年3月11日～平成23年3月31日）

(イ) 申立人X2について 2万円
（平成23年3月11日～平成23年3月31日）

(ウ) 申立人X3について 230万円
（平成24年6月1日～平成26年4月30日）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、805万6500円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年11月20日

（仲介委員 花崎浜子）